

令和5年2月9日

株式会社SAMURAI
代表取締役 高比良 直人 殿
代理人弁護士 [REDACTED]

公益社団法人 全国消費生活相談員協会の
理事長 増田 [REDACTED]

ご連絡

貴社よりの2023年1月10日付け「ご連絡書」に対し、以下のとおりご連絡申し上げます。

利用約款第9条第1項及び同条第2項(1)号につきましては、特定商取引法の規律と比較して遜色のない規定に変更していただき、ご対応に感謝いたします。

一方、同第9条第2項(2)号につきましては、顧客が負担する「ア. 解約申出日までに提供された本サービスの対価に相当する額」に「入学金」が含まれている点に関し、次のとおり懸念がございます。

確かに、特定商取引法においても、特定継続的役務提供契約が役務提供開始後に中途解約された場合に、事業者が顧客に請求し得る金額には「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」が含まれます（同法49条2項1号イ）。もっとも、いわゆる初期費用（入会金等）については、「既に提供された役務の対価に相当する合理的な範囲に限って、これに含まれ得る」と解釈されているところです。

この点、本件サービスの入学金は、貴社のウェブサイトを押見する限り、いずれのコースにおいても、9万9000円と比較的高額に設定されています。そのため、役務提供が少しでも開始された途端、顧客は9万9000円を負担しなければならなくなりますが、その全額が「解約申出日までに提供されたサービスの対価に相当する額」といえるかどうかについては相当に疑問があります。

仮に、入学金全額が「解約申出日までに提供されたサービスの対価に相当する額」とは評価できない場合には、当該条項は、消費者契約法9条1号の平均的な損害の額を超える違約金を請求するものとして、不当条項に当たる可能性がございます。

つきましては、各コースの入学金の額及びその算定根拠を明らかにされた上、上記懸念に対する貴社のご見解を伺いたく、ご連絡いたします。

以上

本件連絡先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員協会

消費者団体訴訟室

TEL : 03-5614-0543

FAX : 03-5614-0743